

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分及び同月〇日付けでした休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市所在の会社B（以下「会社」という。）においてコンクリートミキサー車の運転手として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、会社駐車場においてコンクリートミキサー車のシュート部から転落し負傷した。

被災者は、同日、Cクリニックに受診し「左肘打撲傷、左橈骨頭部骨折」と診断され、複数の医療機関で療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものであるとして、給付基礎日額〇円として、これを支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、給付基礎日額に関する監督署長の処分を取り消したので、監督署長は、改めて給付基礎日額を〇円として、当初支給した障害補償給付及び休業補償給付の額との差額を支給する旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、

平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、休業補償給付及び障害補償給付に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、請求人の給付基礎日額の算出に際し、残業時間が評価されていないとして再審査請求を行うものの、当該残業時間については具体的な主張をしておらず、自らの主張を裏付ける客観的資料の提出も行っていない。

(2) 当審査会としても、請求人らの請求の趣旨を踏まえ、改めて一件記録を精査するも、請求人に算定されていない残業時間があるとは認められないことから、監督署長が再計算して算定した請求人の給付基礎日額〇円は適正な額であると判断する。

(3) なお、請求人らは、上記陳述書及び本件公開審理において、障害等級についての不服を繰り返し主張しているが、請求人らは、当該障害等級を不服として審査請求、再審査請求に及び、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却しており、この裁決を変更する理由は認められない。

3 以上のとおりであるので、請求人の給付基礎日額を〇円と算定して、休業補償給付及び障害補償給付を支給した監督署長の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。